

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第

卷五十三第

行發日一月九年七和昭

論叢

滿洲國稅制及其批判

法學博士 神戶 正雄

時差說覺書

文學博士 高田 保馬

船腹過剩問題の意義

經濟學博士 小島昌太郎

時論

沿岸漁業者問題

經濟學士 蜷川 虎三

研究

中央銀行の獨立性より見たる政府貸上金に就いて

經濟學士 松岡 孝兒

總體經濟と個別經濟

經濟學士 大塚 一朗

幕末の財政紊亂について

經濟學士 大山敷太郎

ゼツエーリングの統一貸借對照表について

經濟學士 熊本 吉朗

說苑

爲替相場變動の原因について

法學士 正井 敬次

企業豫算制度の米國に於ける現状

經濟學士 山本安次郎

ブルタン氏の國家收入論

經濟學士 大谷 政敬

ゾンバルト教授の百貨店觀

經濟學士 堀 新一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

經濟論叢

第三十五卷 第三號

(通卷第貳百七號)

昭和七年九月發行

論

叢

滿洲國稅制及其批判

(特に奉天省を中心として)

神 戶 正 雄

緒 言

私は新しき滿洲國の稅制を興味を以て檢討しやうと考へた。大なる希望を以て親しく之が資料を集めて見たのであるが、實は其期待を裏切り、大體に於て舊制維持となつたときいて失望を禁じ得なかつた。此國にては稅制につき未だ新しきものはなく、關稅は暫らく舊民國制度を襲用し、隨ふて輸入稅ばかりでなく、輸出稅をも有ち、内國稅も當分在來通り、隨ふて各省が區々の制度を有ち、其がやがて國の稅となるのであり、地方稅たる縣市稅が各處不同なばかりでなく、國稅

たる省税も不統一の儘にて暫らくは過ぐされるであらう。といふて來ると、人は此國に對し税制から見ては獨立國としての體を成さすとの輕侮をいだくかも知らぬが、建國草々の際でもあり、全く以て恕すべきである。我が國維新の當時を回想して見れば、毫も其について非難することは出來ない。此の如き場合には、先づ舊制を、假令、不統一といふ嫌はあつても、出來るだけは其舊制を保持し、其にて甚しき不都合と認めたまのから漸次、改廢し、機の熟するを待つて根本的改革をするを適當とする。で私は現在の狀態を是認するのだが、併し其の他日に於ける改廢を期待するものであつて、其の一日も早く來らんことを希望するものではある。そして私達としては此税制の改革に對して何等かの容喙をしたのであり其を許されることとして、さて此については、私はかねて一國税制は理想と實狀とを良く考へて之を定むべく又は改むべきものとするものであり、必ずしも何處の税制をも一率に理屈のみに従ふて定めるのを勸むるのでもなければ、併し又、さうかといふて何時までも過去から傳來したものに捉はれて、時と共に進歩改善することを忘れて居てはならぬと信ずる。私はかかる見地からして、滿洲の新しき税制を考ふるのには單なる理論上のものではなくして、相當、實際に則したものでなければならぬと爲し、少しく其現狀及歴史を調べて見たのである。其處で私は、茲に私が、かくして集めた資料から抽出した結論を報告して見やうと思ふのであるが、其資料を凡べて紹介するのは、多くの讀者にとりてはあまりにも迷惑とならうかと考へる。其處で茲には永き歴史的記述を省略し且つ諸省の分を一々列記す

るのを止めにして、専ら代表的の省たる奉天の、最近状を土臺として、其税制の組立てを考察し、且つ課税方法をも論議して見やうと思ふ。其によりて最明瞭に其内容を傳へ且つ之が批判の指針を示し得と思ふ。

第一段 奉天省税制の機構

(一) 其事實——奉天省にて既に昨年之事變後、率先して税制の改正が行はれたのであり、或意味に於て既に改進の第一歩を踏み出したのである。即ち此際、若干の税は廢止せられ、又若干のものは縣市に委讓せられて、其他のもののみが省税として殘され隨つて此が來るべき國税の土臺となるべきである。そして(A)此際、廢止したのは小さな消費税と、消費税營業税の混成的なる雜税とに止まる。其は詳しくいふと(1) 葎税、(2) 木植税、(3) 中江税、(4) 蒙鹽税、(5) 菸税及牌照二成軍費、(6) 票照費である。そして(B) 縣市に委讓したのは

(い) 収益税では(1) 田賦、(2) 營業税、(3) 當税、(4) 牙紀税、(5) 菸酒牌照税 (此終のものは酒煙草の消費税に附帶したものととして廣義の消費税に入れることも出來、又、之を一の營業免許に伴つた税として交通税中に入れても良いが、茲には一の營業税として置く) であり、

(ろ) 消費税にては(1) 牲畜税、(2) 剪價、(3) 剪税の三である。更らには交通税に在ては(1) 船捐(其一部は使用税といふを得、隨つて廣義の消費税とし得る)、(2) 車牌

捐(使用税ともせられ、随つて廣義の消費税とされ得る)である。

かくて残されたのは(C)即ち現に奉天省税たるものは、

(い)収益税としては(1)畝捐提成、(2)畝雜自治捐、(3)保甲提成、(4)礦區税、(5)漁業商船保護費、(6)清賦經照費であり、

(ろ)交通税としては(1)契税、(2)印花税、(3)報効金、

(は)消費税にては(1)礦産税、(2)撫順出井煤税、(3)硝鑛税、(4)滿洲礦山葯出廠税、(5)火柴公賣費、(6)菸酒公賣費、(7)菸税、(8)酒税、(9)酒特税、(10)漁業秤用、(11)魚税、(12)鹽税、(13)出產貨税、(14)出產細糧税、(15)出產雜糧税、(16)豆税、(17)油糧税、(18)繭絲税、(19)五成肉税、(20)機械洋式貨物税、(21)捲菸統税、(22)綿紗統税、(23)麥粉統税、(24)水泥統税である。

(二)分析——其處で奉天省に最近まであつた所の又は現にある所の諸税を、民國十九年度實收(現大洋の元にて金額を示す)を土臺として大さ關係の上から分析し對照して見ると次の如くである。

(A)各税各別に大さの順にて列記して見る(百萬元以上のもののみを擧げると)

(い)舊制の全き省税から見れば

全額	額
(1)鹽税	五〇、四一二、四八八、——一〇〇・〇
(2)豆税	二三、二八八、八四四、——四六・二
(3)捲菸統税	四、〇八〇、八七四、
	四、〇五一、一二五、

(4) 田賦	三、二五二、二五二、
(5) 出產稅 <small>(貨稅、細糧稅、雜糧稅)</small>	二、二九六、一二七、
(6) 印花稅	一、七〇一、四七五、
(7) 牲畜稅	一、五四六、六七三、
(8) 契稅	一、三九一、六三七、
(9) 酒稅	一、二九七、〇三九、
(10) 營業稅	一、一九四、四〇九、

(ろ) 新制下のものにては

全額	四二、〇三二、五四三、——一〇〇・〇
(1) 鹽稅	二三、二八八、八四四、——五五・四
(2) 豆稅	四、〇八〇、八七四、
(3) 捲菸統稅	四、〇五一、一二五、
(4) 出產稅	二、二九六、一二七、
(5) 印花稅	一、七〇一、四七五、
(6) 契稅	一、三九一、六三七、
(7) 酒稅	一、二九七、〇三九、

(B) 委讓稅、廢止稅、殘存稅の別で見ると

(い) 委讓したるもの	七、三五七、二二一、——一四・六
(ろ) 廢止したるもの	一、〇二二、七二四、——二・〇
(は) 殘存したるもの	四二、〇三二、五四三、——八三・四
合計	五〇、四一二、四八八、——一〇〇・〇

(C) 收益稅、交通稅、消費稅の別にては

(い) 舊制下の全き省税にては

(1) 収益税	五、五四三、五一七、——	一一・〇
(2) 交通税	四、一一三、七八〇、——	八・二
(3) 消費税	四〇、七五五、一九一、——	八〇・八

(ろ) 新制下のものにては

(1) 収益税	七三四、九〇三、——	一・八
(2) 交通税	三、二〇三、一一二、——	七・六
(3) 消費税	三八、〇九四、五二八、——	九〇・六

(三) 批判——前記、奉天省税制の大綱の記述から察知し得らるるものを要約すると次のやうになる。

(A) 消費税

(い) 其重さから見て

(1) 諸他の税に比較して——舊制下にも新制下にも、消費税が割合に重きを成し、其が殆んど税収入の全部に近きものを擧ぐることに(舊、八〇・〇、新、九〇・六)、而かも其が舊制下にてよりも、新制下に於て、一層重きを成すやうになつたのは、何れも租税の理想に反すること、

(2) 消費税の中に就きて

(a) 鹽税——といふ代表的惡税とされるものが、恰かも其最重なる収入となり、而かも其が新制下に舊制下よりも一層重さを増したること(舊、四六・二、新、五五・四)、

(b) 酒煙草砂糖税——消費税としての各國に最普通に選まるる此三税が此處にて重きを成さず、酒煙草税は之れども割合に輕課せられ、砂糖税に至りては内國消費税を缺いて居ること、(c) 豆税等主要産物税——が存することなども注意すべく、此等の事實は結局、租税の公平にも合せないばかりでなく、經濟政策にも社會政策にも反することになるものだといふこと、(ろ) 其數から見て——此處の消費税は其數が餘りに多きに過ぎ、之が賦課徴收の煩に堪へず、人民の産業及生活に累を及ぼすこと大なること、

(B) 収益税

(い) 其重さ——舊制下にては新制下にては此處にては収益税が重きを成さず、新制下にては其が一層甚しくなりたること(舊、一一・〇、新、一・八)、新制が地租營業税を地方に委譲したのは一面の理由はあるけれども、かかる經濟幼稚の國として直接税を求むれば地租營業税の如きものに於て見出す外なきに、之を抛棄したのは遺憾なること、

(ろ) 其數——此地に於ける収益税が擧ぐる收入の少き割合に、税の數は却つて多く、つまり附隨的の小税のみを集めたるの誹を免れざること、

(四) 改良策——然らば如何に之を改良するか、私見は次の如くである。

(A) 主要事項

(い) 鹽税——の如きは租税の理想よりいへば、眞先きに廢止しなくてはならぬものであるけれ

ども、恰かも其が全き収入中の最大であるので、財政収入以上の見地から之を維持しなくてはならぬ必要があるのみでなく、本來、税制は各國各地の國情に従ふべく、一概に理想のみを追ふべきものでないといふ上からも恕し得るのである。勿論かかる反理想的のものは將來之を廢止することを目標とすべきであり、即ち將來、より良き代りの税が完成するを待つて、漸次に之を輕減し、遂に之を廢止に歸せしめるやうに導くべきである。

(ろ) 諸産物税——も又、次第に之を整理するやうにしなければならぬ。

(は) 酒煙草砂糖税——たゞ併し酒煙草の税は現にあるものを改良し増率し、更に砂糖税は關稅の上にも今一つの内國税を課しても良い。此等のものによりて消費稅收入の主要部を充たすやうに導かなければならぬ。

(に) 収益税——は固より直接税として理想のものではなく、出來れば所得税、財産税(相續税)などを導き來らなければならぬけれども、此等はむしろ今直ちに行はず、之を暫らく見合せて、取敢へず収益税又は部分所得税といふべきものを完成し、即ち其爲めには曩きに委讓したる地租、營業税をも回収し、外に家屋税、資本金子税、勤勞收益税なども備へて、源泉的に諸の所得を課するやうにするのが一層適切だと信ずる。

(B) 滿鐵附屬地問題

此國には租稅制度に關聯して滿鐵附屬地課稅問題といふ厄介な癌がある。之を解決しなければな

らぬ。即ち滿洲には滿鐵附屬地といふものが入り込んで居り、此が同國の課稅權の外に立つ。此が滿洲國の稅制を立て且つ行ふ上に支障ともなる。之が嚴存する爲めに、同國としては其切角の稅を逋脱せられるの機會が多くなる。之を何うするか。

い) 滿鐵課稅權拋棄案——日本が此際、新國家の爲めに、附屬地の課稅權を拋棄し又は委讓し、其代りには此所に於ける行政上の諸施設を新國家及其地方團體の手にて行はしめることとするが一番理想的のものである。日本が此新國家を後援して成立せしめた以上は、其位の寛大さを示しても良いかと思ふ。けれども、其課稅權委讓の方は其れで良しとしても、附屬地に於ける諸施設は、新國家側の乏しき財政にては手が廻らず、結局、附屬地又は日本側としては課稅權だけ譲りて、諸施設は行つて貰へぬといふことになり、附屬地の荒廢といふことにもなるといふ恐がある。其處で

(ろ) 附屬地課稅權留保且つ其施設義務も亦た之を留保する主義の下に

(1) 唯だ課稅權の實行だけを新國家側に委任することも一案である。此場合には新國家が其によりて收めたる収入中から、一定額を日本側に交附せしめて、日本側にては其額と、自らの出捐額とを以て諸施設をするといふことになる。併し此場合に附屬地にある邦人は恐らくは從來の滿鐵下に於けるやうな寛大なる取扱を受けずして新國家から厳しく取立てられて苦しみ、苦情百出することにもならう。又、其日本側に交付せしめる金額の決定にも、日滿双方に争が起るのであ

らうし、其は何とか解決するとしても、抑も日本側の從來持つて居た課稅權の實行を新國家側に委ねること自身について、日本側としては忍びないものがあるであらう。其處で、

(2) 課稅權の實行も日本側に持續するとして、唯だ其の實行上、努めて新國家側の課稅權實行の妨とならざるやう、徳義上協調的態度を採ることにすることにて満足する外なからう。此れなれば日本側も納得し得るし、新國家の邪魔にもならずして濟まう。其についても尙ほ下のやうな注意が入る。

(a) 直接稅特に先づ滿洲に普及さるべき土地、家屋、營業稅、それから不動産取引又は登録稅の如きもの——は地方的分別の可能なる課稅物件の稅だから、此等のものには日本側と滿洲國側と必ずしも同一様の稅制を採らぬとても、左まで不都合はない。此にては多少の差異があつても宜しい。併し此等のものとても日本の附屬地と滿洲國所屬地と隣接せる以上は、成るべく制度を近づけた方が苦情が少きを得る。

(b) 車稅——の如き、移動性ある物件に關する稅は必ず双方協調して、同稅率同課稅方法を用るやうにしなければならぬ。

(c) 多くの消費稅並に印紙稅——だけは、附屬地課稅權實行留保の例外として認めなければならぬ。此種の稅を附屬地と滿洲國とで別々に行つては其遁脫を多からしめて紛争が絶へないやうになる。此は何れか一方にて行ふが良く、そして何れか一方とせば、其は、より大な滿洲國

にて之を行ふとするのが事物の性質上當然である。即ち之については滿洲國をして統一的に行はしめ、附屬地にも其課稅權を行はしめ、之に對して日本側として何等の報償を要求せぬといふ寛大さを示すも一案だし、或は之が爲めに、一定標準(例之、不満足ながら人頭割)に従ふて一定交付金を日本側に交付せしめるのも一案である。

(d)所得稅財産稅——の如きものが將來起るときには、面倒になる。之を双方、別々に行ふとすれば、住處主義と財源主義との配合によりて無理が生じ得る。此も矢張り滿洲國をして統一的に行はしめて、一定標準によりて日本側に對し交付金を出させるより外はないであらう。

第二段 奉天省各稅の内容

上記によりて奉天省稅制の組立の大綱を示し之を批判し且つ改良案をも擧げたが、茲には進んで之が各稅について其内容を檢べて見やう

(一) 各稅内容の分析

(A) 收益稅

(い) 土地課稅

(1) 田賦——此は地方に委讓されたものに屬し、つまり地租といふべきものである。其(a)課稅物件は田畝であり、(b)標準及稅率は、上則地は每畝大銀元一角五分四厘、中則地一角一分、下

則地六分六厘、沙域地三分三厘、不分等則地一角一分とし、(c)義務者は地主、(d)納期は年一回、(e)徵稅機關は縣政府である。

(2) 畝捐提成——此は田賦の附加税である。其の附加税が却つて省の收入となるのである。

(a)之が課稅物件は前と均しく田畝、(b)標準及稅率は畝捐(前記、田賦の賦稅となつたもの)の一分であり、(c)義務者は地主、(d)納期は年一回、(e)徵稅機關は縣政府である。

(3) 畝維自治捐——此は本來は省にて地方自治體の爲めの豫備金といふことで取つたものである。其の(a)物件は、(イ)田畝、(ロ)物類、であり、(b)標準及稅率は各縣によりて不同であり、(c)義務者は、(イ)小作人、(ロ)營業者、(d)納期は、(イ)年一回、(ロ)月一回、(e)徵稅機關は縣政府である。

(4) 保甲提成——は元來、地方に、保甲制度のあつたとき、其爲めの附加税といふ意味で取つたものだ。併し保甲制度のなくなつた今日にも尙残つて居るのである。之が(a)物件は田畝、(b)標準及稅率は、上則地每畝五分五厘、中則地四分五厘、下則地三分、減則地二分、(c)義務者は小作人、(d)納期は年一回、(e)徵稅機關は縣政府である。

(5) 清賦經照費——此は地券面よりも餘計の土地に課せられるもので、(a)物件は田畝、(b)標準及稅率は、每畝現洋一元二角、(c)義務者は地主、(d)納期は隨時、(e)徵稅機關は縣政府とす。

(ろ) 營業課稅

(1) 營業稅——は地方に委讓されたものであり、其の(a)物件は營業であり、(b)標準及稅率は

第一類(買賣業、倉庫業、保險業、仲買業、代理業、運送業、廠屋を設けて客を集むる業)

營業收入の百分二・

第二類(製造業、電氣、蒸汽又は水道供給業、信託請負及信託業、作業又は勞務請負業、運送請負業) 營業收入の百分一・五

第三類(貸貸業、出版業、印刷業、寫眞業、紹介業、加工業)

營業收入の百分一・

第四類(銀行業、金錢兌換業、貸金業)

資本金公稱金額百分二・

第五類(凡そ前四類に屬せざる各種營業)

營業收入の百分一・五

第六類(凡そ奢侈營業にして取締性質を含有し國貨の發展を妨害するもの)

營業收入の(臨時申請せしめて増加するもの)

であり、(c)義務者は營業者、(d)納期は第四類のみ年二回分納で、他は凡べて毎月一回とし、(e)徵稅機關は委讓前には稅捐局であつた。

(2)當稅——は營業稅が出来てから其中に合併せられるやうになつたものだ。其(a)物件は、質營業であり、(b)標準及稅率は、大當年二百四十元、小當年百四十元。別に五年毎に大當帖費二十元、小當帖費十元を納めしめる。(c)義務者は營業者、(d)納期は年四回分納とし、(e)徵稅機關は稅捐局であつた。

(3)牙紀稅——此れもまた、營業稅が出来てからは其中に入つた。(a)之が物件は、仲買營業、(b)標準及稅率は、牙紀帖稅上則每張二十四元、中則每張十二元。牙店帖稅上則每張八十元、中則每張四十元。斗帖稅每張二十四元。秤帖稅每張二十四元。別に各帖費として帖稅の一割を毎年一回納める。(c)義務者は營業者、(d)納期毎年二回分納とし、(e)徵稅機關は稅捐局であつた。

(4)菸酒牌照稅——此も地方に委讓されたもので其の(a)物件は、菸酒販賣業であり、(b)標準

及稅率は、卸賣年百元、甲種小賣四十元、乙種小賣二十元、丙種小賣五元である。(c)義務者は營業者であつて、(d)納期は年二回分納とし、(e)徵稅機關は稅捐局であつた。

(は)礦區稅——の(1)物件は鑛區であり、但し第三類礦(即ち石盤石、石灰石、砂岩、花崗石、飛白石、白雲石、土壤石灰石、泥灰石、黏土、耐火黏土等)の其は無稅とし、食鹽と石油とは本來、國營原則の上に立つ故に格別とす。(2)標準及稅率は

(a)採掘礦區稅

(イ)第一類礦物(金、銀、銅、鐵、錫、鉛、アンチモニー、ニッケル、蒼鉛、滿俺鐵、亞鉛、アルミニウム、砒礦、水銀、コバルト、白金、イリヂニウム、モリブデン、格魯謨鐵礦、ウラニウム、石炭、金剛石、寶石類) 一年一區につき三角

(ロ)白金砂、砂金、砂錫、砂鐵の河底にあるもの 一年十丈につき三角

(ハ)第二類礦物(水晶、石綿、雲母、金剛砂、石膏、磷酸、石灰、重晶石、硝酸鹽、硫黃、硫化鐵、硼砂、螢石、大理石、泥炭、琥珀、土瀝青、コールタール、長石、滑石、黒鉛、硅藻土、硅藻板、苦土、漂白土、染料石類、輕石、海泡石、陶土)

一年一畝につき一角五分

(b)試掘礦區稅——五分

(3)義務者は所有主であり、(4)納期は年一回とし、(5)徵稅機關は實業廳とす。

(に)漁業商船保護費——の(1)物件は漁戶、漁船、漁網とし、(2)標準及稅率は、最低一角より最

高四十五元に至る、不同とす。(3)義務者は漁戶で、(4)納期は年一回、(5)徵稅機關は漁業局である。

(B) 交通税

(い) 契稅——(1) 物件は田地、房園、園欄、塋園などの賣買契とし、(2) 標準及稅率は(a) 賣契、從價百分六、(b) 典契、從價百分四とす。(3) 義務者は(a) 買主、(b) 承典人即ち質權者とす。(4) 納期は勿論、隨時であり、(5) 徵稅機關は縣政府であり、(6) 方法としては特に印紙貼用を行ふてゐる。

(ろ) 印花稅——(1) 物件は各種契約證書及帳簿類で、(2) 標準及稅率は、一部は階級率、大部分は定額率とす。(3) 義務者は作成者、(4) 納期は隨時、(5) 機關は財政廳である。

(は) 報効金——(1) 物件は、輸出稅、釐金稅、地方稅等を免除されんが爲めに政府との特別の契約であり、(2) 義務者は勿論、契約者、(3) 納期は約定期、(4) 機關は財政廳である。

(に) 船捐——此は地方委讓となつたものの一で、其の(1) 物件は、船舶及船積の糧貨であり、(2) 標準及稅率は、(a) 河防船捐四角乃至一元五角、不同であり、(b) 糧貨船捐は、糧每百斤三分、貨每百斤二分とし、(3) 義務者は、(a) 船舶所有者、(b) 船積者とし、(4) 納期は障時、(5) 機關は稅捐局とす。

(ほ) 車牌捐——も地方に委讓されたもので、(1) 物件は車、(2) 標準及稅率は、四套八元、三套は五元、二套は三元、一套は一元とし、(3) 義務者は所有者、(4) 納期は年一回、(5) 機關は縣政府とす。

(C) 消費稅

(い) 鹽稅——(1) 物件は鹽、(2) 標準及稅率は、百斤につき六元三角、(3) 義務者は鹽商、(4) 納期は

隨時、(5)機關は鹽運使署とする。

(ろ)酒稅——(1)物件は燒酒、紹酒、元酒、洋酒、葯酒等、(2)標準稅率は從價百分十一、(3)義務者は賣主、(4)納期は隨時とし、但、省内産のは毎月とす。(5)機關は稅捐局、(6)方法は産地にてとるか、他省から輸入の分は省内に入りたる最初の局にてとる。

(は)酒特稅——(1)物件は各種瓶酒、(2)標準稅率は從價百分二十、(3)義務者は賣主、(4)納期は隨時、(5)機關は稅捐局である。

(に)菸稅——(1)物件は菸業、菸絲。(2)標準稅率は從價百分十一、(3)義務者は賣主、(4)納期は隨時(5)機關は稅捐局である。

(ほ)捲菸稅——(1)物件は卷煙草、(2)標準稅率は

一等級品 (五萬本の價格五四〇元以上)	三〇五元
二等級品 (五萬本の價格一五〇元以上)	八一元
三等級品 (五萬本の價格一五〇元以下)	三九元

(3)義務者は製造者又は輸入者とし、(4)納期は隨時、(5)機關は稅捐局とす。

(へ)菸酒公賣費——此は專賣を設くる代りに附加したものである、(1)物件は菸酒、(2)標準稅率は從價百分六、(3)義務者は製造者、(4)納期は毎月一回、(5)機關は稅捐局とす。

(と)綿絲統稅——(1)物件は綿絲及綿製品とし、但し輸入稅を收めたるものには課しない。(2)標準及稅率は、

(a) 綿絲

甲、本色綿絲二十三番手以下のもの

每百斤 二元七角五分

乙、本色綿絲二十三番手以上のもの

每百斤 三元七角五分

丙、其他

海關評價格の百分五

(1) 綿布——原料として二十三番手以上のものを使ひたるや否やにより區別し、而も其の一疋の重さの大小によりても差等し、重さの勝つたものほど高率とす。復雜なる規定であるが、例之、每四十碼を一疋とし二十三番手織綿布每疋、重量六ポンド四分三以下のものにて一角三分三厘の如し。

(3) 義務者は製造者又は輸入者、(4) 納期は隨時とし、工場より搬出のとき、又は輸入した最初の局にてとる。(5) 機關は税捐局である。(6) 省外持出には戻税を行ふ。

(ち) 麥粉統稅——(1) 物件は麥粉、(2) 標準稅率は、每四十觔(斤)袋につき一角、(3) 義務者は製造者又は輸入者であり、(4) 納期は隨時とし、工場より搬出のとき、又は輸入品は税關員又は最初の局にて課する。(5) 機關は税捐局とし、(6) 内地製品を外國へ輸出したときは、税の半分を返す。輸入品には之を行はず。

(り) 水泥統稅——(1) 物件はセメント、(2) 標準稅率は、每三百七十五ポンド桶につき六角、(3) 義務者は製造者又は輸入者、(4) 納期は隨時とし、工場から搬出のとき、又は輸入のには税關員又は最初の局にてとる。(5) 機關は税捐局とし、(6) 輸出には戻税がある。

(ぬ) 出產貨稅——(1) 物件は皮張、棉花、羊毛等一切の土產品、(2) 標準稅率は從價百分一・五、(3) 義務者は賣主、(4) 納期は隨時(出產地にて)とし、(5) 機關は税捐局とす。

(る) 出産細糧稅——(1) 物件は大米、小豆、麥豆、小麥等、細糧、(2) 標準稅率は從價百分一、(3) 義務者は賣主、(4) 納期は隨時、(5) 機關は稅捐局である。

(を) 出産雜糧稅——(1) 物件は、包米、紅糧、谷子、小米等一切雜糧、(2) 標準稅率は從價百分〇・五、(3) 義務者は賣主、(4) 納期は隨時、(5) 機關は稅捐局とす。

(わ) 豆稅——(1) 物件は元豆、青豆、黑豆、莫豆等、豆類、(2) 標準稅率は從價百分二・五、(3) 義務者は賣主、(4) 納期は隨時、(5) 機關は稅捐局である。

(か) 油糧稅——(1) 物件は、芝麻、蘇子、蒜子等油糧、(2) 標準稅率は從價百分二・五、(3) 義務者は賣主、(4) 納期は隨時、(5) 機關は稅捐局とす。

(よ) 繭絲稅——(1) 物件は繭絲、(2) 標準稅率は從價百分二・二五、(3) 義務者は賣主、(4) 納期は隨時、(5) 機關は稅捐局とする。

(た) 五成肉捐——(1) 物件は肉類、(2) 標準稅率は各縣にて不同、(3) 義務者は賣主、(4) 納期は隨時、(5) 機關は縣政府とす。

(れ) 機製洋式貨物稅——(1) 物件は毛織物品、(2) 標準稅率は從價百分五、(3) 義務者は賣主、(4) 納期は隨時、(5) 機關は稅捐局とす。

(そ) 礦產稅——(1) 物件は礦產物とし、但し前にも舉示した第三類礦は無稅とす。(2) 標準稅率は從價百分五・五とし、(3) 義務者は礦產者であり、(4) 納期は毎月一回、(5) 機關は稅捐局とす。

(つ) 撫順出井煤税——(1) 物件は撫順、烟臺産の石炭、(2) 標準税率は毎噸五錢、(3) 義務者は滿鐵、(4) 納期は毎三月に一回とし、(5) 機關は財政廳とす。

(ね) 硝鑛税——(1) 物件は硝鑛類、(2) 標準税率は從價百分二、(3) 義務者は製造者並に買主とし、(4) 納期は隨時、(5) 機關は硝鑛局とす。

(な) 滿洲礦山葯出廠税——(1) 物件は各種爆薬、(2) 標準税率は從價百分一・五、(3) 義務者は製造者、(4) 納期は隨時、(5) 機關は税捐局である。

(ら) 火柴公賣費——此は專賣の代りに行はるるものであり、(1) 物件は燐寸、(2) 標準税率は、一箱(普通と安全とでは二四〇包を一箱とし、其一包の中に、小箱一〇箇を入れたもの、大安全にては一箱一〇〇箇の小箱が入る)につき、普通火柴は二元、安全火柴は二元四角、大安全火柴は三元とす。(3) 義務者は公賣處であり、(4) 納期は毎月一回、(5) 機關は公賣局とし、此は同業組合のやうなもので、此に專賣が委かされて居る。

(む) 漁業秤用——此は本來は秤の使用料であつたのが、今では魚税となつて居る。(1) 物件は魚類、(2) 標準税率は從價百分七、(3) 義務者は賣主及買主各半とし、(4) 納期は隨時、(5) 機關は漁業局である。

(う) 魚税——(1) 物件は魚類、(2) 標準税率は從價百分一・五、(3) 義務者は賣主、(4) 納期は隨時、(5) 機關は税捐局である。

(ろ)性畜稅——此稅と後の二のものは地方に委讓されたものである。(1)物件は牛、馬、騾、驢、猪、羊、(2)標準稅率は(a)牛馬騾は從價百分六、(b)驢猪羊は從價百分三、(c)別に屠宰印子稅、每頭一角とす。(3)義務者は(a)(b)は買主、(c)は所有主とす。(4)納期は隨時、(5)機關は稅捐局であつた。

(の)剪價——(1)物件は山場、(2)標準稅率は、上等毎六十畝につき十五元、中等毎八十畝につき十元、下等百畝につき五元。(3)義務者は山場取得者であり、(4)納期は隨時、(5)機關は縣政府とす。

(お)剪稅——(1)物件は蠶種、(2)標準稅率は每把八角、(3)義務者は山場取得者であり、(4)納期は毎年一回、(5)機關は縣政府とす。

(く)諸廢稅中、

(1)葎稅は人參に從價百分五・五、木植稅は木材に從價百分七・二六、中江稅は一切の通過貨物に從價百分六、蒙鹽稅は蒙鹽に每百斤五元を、稅捐局から賣主につきて隨時に課したものであり(人參、木材、蒙鹽は本年四月以降出產貨稅の物件となり、從價百分一・五を課するやうになつた)。

(2)菸酒及牌照二成軍費は、菸酒及其販賣業に、菸酒及牌照稅の百元につき二元を、賣主及營業者について、稅捐局から、隨時(菸酒)、又は年二回分納(牌照稅)にて課したものである。

(二)其批判及改良策——前記各稅の一々につきて批判するは煩に堪へぬ。今其の重なるものにつきて、

又は多くのものに共通なる弱點を指摘するときは下の如くである。

(A) 地税——の本體たる

(い) 田賦の取り方が、階級反別割であり、可なりに時代遅れのものである。如何に其經濟が幼稚であるとはいへ、あまりに粗笨な取り方であり、此は各地片の差等をもつと綿密にして、從價課税にまで進めなければなるまい。

(ろ) 土地課税の重さについても、其中についても、清賦經照費は特別の場合のみに課するものだから別とし、畝雜自治捐、保甲提成も小作人に課するものだから此も暫らく措く、田賦と畝捐提成の二のもの合計は中則地にて一畝につき一角二分一厘だが、一畝は日本の五畝二十八歩に當るから、我が一反當り二角〇四厘となる。然るに日本内地にては昭和三年度決算にて田一反に對する國税一圓九十七錢六厘、道府縣税二圓四錢三厘、市町村税一圓十四錢五厘、計五圓十六錢四厘。畑一反の國税四十九錢九厘、道府縣税七十二錢六厘、市町村税三十四錢二厘、計一圓五十六錢七厘になる（尤も昭和六年に地價が賃貸價格に改められ、税率も百分四・五から百分二・八となつたから、此にいふよりは軽い負擔とはなつた）。此と比較して、滿洲の地税は甚しく軽い。まだ増率の餘地はありさうに思はれる。

(B) 營業税——

(い) 税種については、前に當税や牙紀税のやうな特殊營業のみに課したのを、一の營業税にま

とめたのは一の進歩として良いが、

(ろ)課税標準を、相變らず、外形標準にのみ取るのは如何のものか。之に純益課税をも加味することに進めるのが望ましとしなければならぬ。尤も今直ちに之が實行をするといふことは、まだ六つかしいのかも知れない。然らばせめては、外形標準を一種のみに依ることとせず、二三種併用にまで進めた方が、不公平を緩和することになるであらう。

(C)消費税

(い)其あまりに重きに過ぐることに、生活必需品、重要産物に重課して、却つて奢侈課税を比較的に輕課して居るの缺點は、既に前にもいふたが、此點は、茲に擧げたる各税の記述からしても、重ねて痛感せられることである。

(ろ)課税方法については、大體、從價税に依ることが多い。其は前記の税種の多いのと相待つて、消費課税の行政を面倒ならしめ、逋脱を多からしめ、不公平をも結果せしめるといふ誹を免れぬ。齊しく不公平であつても、逋脱の少く、苦情面倒の少くて濟む所の從量課税の方が、選むべきではないかと考へらるる。

(は)尙ほ、重なる消費税には專賣が勸められる。此國にても既に專賣はあるが、尙不完全のものである。もつと進んだ專賣を工夫しては何うかと考へられる。

結 論

以上要之、滿洲國稅制は奉天省稅制からして大觀する所にては、現在、過多稅に苦しみ、消費稅特に生活必要品稅に偏重し、直接稅を輕視し、奢侈課稅を忽にして居る。此は何としても直接稅の充實に、そして取敢へず各種收益稅の完成に力を用ゆべきであり、而して又、必要品稅や、重要產物稅を輕減又は廢止し、其のあまりに數多き稅をも出來るだけ整理して、重なる奢侈課稅としての酒、煙草、砂糖課稅を整備し重課するやうに導くべきである。課稅技術としては、收益稅では從價課稅を勸めなければならぬが、消費稅にては却つて從量課稅を廣げた方がまじではないかと考へられる。若夫れ滿鐵附屬地課稅問題に至りては、私は此につき日本側の協調的態度を最望ましとすると勸告せんとするものである。